

2025年10月3日

各位

会社名 株式会社ブロードエンタープライズ  
 代表者名 代表取締役社長 中西 良祐  
 (コード番号：4415 東証グロース)  
 問合せ先 取締役 経理部長 渡邊 宗義  
 (TEL 06-6311-4511)

## 有償ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2025年10月3日開催の取締役会において、以下のとおり、有償ストック・オプション（新株予約権）を発行することについて決議しましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

### 1. 発行の目的及び理由

本新株予約権は、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の取締役及び従業員の意欲及び士気をより一層向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として発行するものであります。

本新株予約権は、2027年12月期から2034年12月期までの8年間において、段階的に行使個数を引き上げる条件を設定しております。具体的には、過去最高益を超える経常利益1,500百万円を超えた段階から一部行使可能とし、当社普通株式の過去連続する21日間の終値平均値が1,636円を超え、かつ、経常利益3,000百万円を超えた場合に100%行使可能となります。なお、株価条件の目標値である1,636円は、時価総額100億円を、現在の当社の発行済株式総数6,115,500株で除することにより算出しております。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数6,115,500株に対して7.9%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標及び株価目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、中長期的な観点にて当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、この目標達成のために当社取締役及び従業員の担う役割が当社にとって非常に重要であることから、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

### 2. 発行の概要

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数	当社取締役	10名	81,750個
	当社従業員	23名	39,000個

<p>(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数</p>	<p>本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式4株とする。</p> <p>なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。</p>
<p>(3) 新株予約権の総数</p>	<p>120,750個</p>
<p>(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法</p>	<p>本新株予約権1個あたりの発行価額は、4円とする。</p> <p>なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等(満期までの期間(9.87年間)、当社株式の株価(1,046円)、ボラティリティ(45.91%)、配当利回り(0%)、無リスク利率(1.661%)、業績条件・株価条件等)を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該金額と同額に決定したものであり、当社は、当該金額は有利発行に該当しないと判断している。</p>
<p>(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額(行使価額)</p>	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2025年10月2日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,046円とする。</p> <p>なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$ <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行</p>

	<p>株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p>
(6) 新株予約権の権利行使期間	<p>本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2028年4月1日から2035年9月1日（ただし、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。</p>
(7) 新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2027年12月期から2034年12月期までの事業年度において、当社の経常利益が、下記（a）乃至（d）の各号に掲げる条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として権利行使することができる。なお、計算の結果各新株予約者の行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた数とする。</p> <p>（a）2027年12月期または2028年12月期の経常利益が1,500百万円を超過した場合：行使可能割合：20%</p> <p>（b）2028年12月期乃至2030年12月期の経常利益が1,750百万円を超過した場合：行使可能割合：80%</p> <p>（c）2029年12月期乃至2032年12月期の経常利益が2,000百万円を超過した場合：行使可能割合：90%</p> <p>（d）2030年12月期乃至2034年12月期の経常利益が3,000百万円を超過した場合：行使可能割合：100%</p> <p>なお、上記における経常利益の判定に際しては、当社の有価証券報告書における損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書、以下同様。）の経常利益を参照するものとし、決算期の変更、適用される会計基準の変更、国際財務報告基準の適用、その他上記業績目標の達成のみを目的とした企業買収等の事象が発生した場合など、当社の損益計算書に記載された数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。また、当該損益計算書に本新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前経常利益をもって判定するものとする。</p> <p>② 新株予約権者は、上記①の条件に関わらず、割当日から2030年12月1日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の過去連続する21日間の終値平均値が1,636円（本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額と同様に調整されるものとする。）を超過しなかった場合、上記①で行使可能となった新株予約権の半分（50%）までしか行使することができない。</p> <p>なお、本項の規定は上記①の条件に優先して適用される。また、計算の結果各新株予約者の行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた数とする。</p> <p>③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、</p>

	<p>任期满了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額	<p>① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
(9) 新株予約権の取得の事由及び取得条件	<p>① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
(10) 新株予約権の譲渡制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（2）に準じて決定する。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（5）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（11）③に従って決定される当該新</p>

	<p>株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記（６）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（６）に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（８）に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑧ その他新株予約権の行使の条件 上記（７）に準じて決定する。</p> <p>⑨ 新株予約権の取得事由及び条件 上記（９）に準じて決定する。</p> <p>⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
(12) 新株予約権の割当日	2025年10月20日
(13) 新株予約権証券の発行に関する事項	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
(14) 新株予約権の払込期日	2025年10月20日

### 3. 支配株主との取引等に関する事項

#### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本新株予約権の発行は、その一部につきまして、支配株主である当社代表取締役社長中西良祐及び支配株主の近親者である取締役副社長中西美津代を割当対象者の範囲に含めているため、支配株主との取引等に該当します。

当社は、2025年3月26日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示しているとおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を以下のように定めており、本新株予約権の発行は、当該方針に則って決定されております。

「当社は、支配株主との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことを予定しておりませんが、取引を検討する場合は少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会で十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。」

#### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件新株予約権は、社内定められた規則及び手続きに基づいて発行しております。

また、本新株予約権の内容及び条件についても、一般的な新株予約権の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであります。さらに、本件新株予約権の付与が恣意的とならないよう、当社及び割当対象者から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングによって、本件新株予約権の公正価値を算出し、その結果に基づいた価額にて割当てを行っております。なお、利益相反を回避するため、当社代表取締役社長中西良祐及び取締役副社長中西美津代は、本新株予約権に係る取締役会の決議に参加しておりません。

#### (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本新株予約権の内容および条件の妥当性については、当社取締役会に審議の上、本日付で、取締役会決議を行っております。当該取締役会決議に際して、支配株主と利害関係のない社外取締役である井上北斗及び木村俊雄より、本新株予約権は、業績連動かつ段階的な行使条件により中長期の経営成果に直接結び付けること及び当社の企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として設計・付与されており、発行手続きについても、当社と支配株主等との間の利益相反を回避する措置が適切にとられていることから、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

以上